○内閣府・財務省・農林水産省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、米穀等の産地情報の伝達に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛

米穀等の産地情報の伝達に関する命令の一部を改正する命令

米穀等の産地情報の伝達に関する命令（平成二十一年内閣府・財務省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式（第6条関係） （図　略） 備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。 2　（略）	別記様式（第6条関係） （図　略） 備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。 2　（略）

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第十七号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十条の二第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

総務大臣　石田　真敏

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○財務省令第六号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○財務省令第七号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第九号の㈠、別紙様式第三十八号の㈠及び別紙様式第四十三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○財務省令第八号

不正競争防止等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令

（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部改正）

第一条　税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

本文中「第百二十六条」を「第百二十九条」に改める。

書式の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部改正）

第二条　アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（昭和三十三年大蔵省令第十九号）の一部を次のように改正する。

別紙一の備考2及び別紙二の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙三の備考2．中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（関税法施行規則の一部改正）

第三条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

別紙第1号書式の備考8中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第四条　関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1から別紙様式第3までの様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

別紙第1号書式の備考5及び別紙第2号書式付表の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第六条　経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成二十六年財務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式の考（備）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。